

税務署から相談窓口のお知らせ

自宅や事務所から相談ができるなんて便利でいいわ。



インターネット上の税務相談室 「タックスアンサー」

国税庁ホームページでは、よくある税に関するご質問に対する回答を「**タックスアンサー**」として掲示しています。

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンやスマートフォンなどで、「**タックスアンサー**」と検索してください。

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)

電話相談センター

①四日市税務署（TEL 352-3141）へお電話をお掛けください。



②**自動音声**によりご案内しますので、**1**を押してください。（案内の途中でも押すことができます。）



③**自動音声**に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

【受付時間等：8時30分～17時

（土日祝日、年末年始を除く。）】

個人で事業を行っている方の 帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

